

1 趣旨

この要領は、雲仙市立中学校の生徒の持続的かつ充実したスポーツ又は文化・芸術活動の環境整備を目指して行われる雲仙市地域クラブ（以下「クラブ」という。）の活動が、「雲仙市立中学校部活動地域展開に係る方針」（以下「市方針」という。）に沿って、円滑かつ適正に認定され、運営または実施されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 目的

雲仙市立中学校の生徒がスポーツ又は文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

- (1) 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、次にあげる項目について、生徒の望ましい成長を確保することを目指す。
 - ① スポーツまたは文化・芸術活動に親しむ態度を養う。
 - ② 体力・運動能力や競技力の向上、健康の増進、豊かな心と創造性の涵養を目指す。
 - ③ 自主性や責任感、連帯感、公正さを尊ぶ態度、社会性（コミュニケーション力、他者を尊重し共同する精神等）、思考力や判断力を育てることを目指す。
- (2) 学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承し、発展させつつ、スポーツ又は文化・芸術の振興の観点からも充実を図ることを目指す。
- (3) 指導技術及び生徒の安全・健康面への配慮など、指導者の適切な指導力等の質を担保するとともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶を目指す。

3 支援

- (1) 雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、認定したクラブの育成及び発展を支援するものとする。
- (2) 教育委員会は、次にあげる項目のいずれにも該当すると認めるクラブについて、その申請に基づき、地域クラブとして認定することができる。
 - ① 規約または会則等があり、それに基づいて運営されていること。
 - ② 雲仙市内の中学生が中心で構成されていること。
 - ③ 年間を通して計画的且つ継続的な活動をしていること。
 - ④ 主たる練習会場が雲仙市内の施設であること。
 - ⑤ 各競技団体、協会、連盟等に登録、加盟していること。もしくは各競技団体、協会、連盟等に承認されていること。
 - ⑥ クラブの活動を指導する監督、指導者等がいること。必要に応じて、クラブ設立に必要な指導者の資格等を有していること。
 - ⑦ クラブに参加する生徒及び指導者は、傷害保険に加入していること。
 - ⑧ 「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（以下「県方針」という。）に沿った活動をしていること。

(3) 認定（変更）申請

- ① クラブの認定（変更）を申請しようとする団体は、別添（様式１－１）「**地域クラブ認定（変更）申請書**」を、認定を受けようとする年度の前年度の３月末日（変更は随時）までに、教育委員会に提出しなければならない。※新規の認定については、年度途中の申請可。
- ② ３(3)①により認定（変更）を申請した団体は、次にあげる書類を教育委員会に提出しなければならない。
 - ア 規約または会則等
 - イ 名簿等 ※４月からの新規加入生徒については、確定後名簿のみ提出する。
 - ウ 傷害保険に加入していることがわかる書類等
 - エ 別添（様式２）「**地域クラブ承認証明書**」（雲仙市もしくは地区等の各競技団体、協会、連盟等の公印が必要）もしくはそれに代わる書類等
※各競技団体、協会、連盟等に登録、加盟していることがわかる書類等を添付すること。
 - オ その他必要と思われる書類
- ③ 休日の活動（大会・コンクール等を除く）のみクラブの認定（変更）を申請しようとする団体は、別添（様式１－２）「**地域クラブ認定（変更）申請書**」を、認定を受けようとする年度の前年度の３月末日（変更は随時）までに、教育委員会に提出しなければならない。※新規の認定については、年度途中の申請可。
ただし、（様式１－２）での申請は令和１２年度までとする。
- ④ ３(3)③により認定（変更）を申請した団体は、３(3)②にあげる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、大会・コンクール等を部活動（単独・合同・拠点校）のみで出場する場合は、３(3)②エを省略することができる。

(4) 認定

- ① 教育委員会は、３(3)により提出された認定（変更）申請書を審査し、認定することを決定したときは、「認定書」を申請者に交付するものとする。この場合において、教育委員会が必要と認めるときは、クラブの登録の認定にあたり、必要な条件を付すことができる。
- ② ３(4)①または③において、認定する団体数を、１競技種目につき、教育委員会がクラブ数を調整する場合もある。
- ③ ３(3)①により認定されたクラブは、「雲仙市中学校部活動費補助金交付要綱」及び「雲仙市中学校体育連盟運営費補助金交付要綱」により別途補助金が交付される。
- ④ ３(3)③により認定（変更）を申請する団体は、令和１３年３月末日までに３(3)①による申請をしなければならない。

(5) 不認定

教育委員会は、３(3)により提出された認定（変更）申請書を審査し、認定しないことを決定したときは、申請者に連絡し、あわせて通知する。

(6) 認定の取消し

- ① 教育委員会は、認定を受けたクラブが次にあげた項目のいずれかに該当するとき
は、認定を取り消すことができる。
- ア 虚偽の内容により申請をしたとき。
 - イ 事業内容等が事実と相違するとき。
 - ウ 3(2)のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。
 - エ 団体名義を第三者に譲渡したとき。
 - オ 他人に著しく迷惑を及ぼしたとき。
 - カ ア～オにあげるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。
- ② 教育委員会は、3(6)①により認定を取り消したときは、申請者にその旨を連絡し、
あわせて通知する。

(7) 廃止

クラブ側が、クラブの廃止を申し出る場合は、別添（様式3）「地域クラブ廃止届」（雲仙市もしくは地区等の各競技団体、協会、連盟等の公印が必要）を教育委員会に提出する。

4 認定の期間

クラブの認定期間は、1年間（認定を受けた年度の3月末日）とする。

5 使用施設

- (1) クラブの主たる練習会場は、雲仙市立小・中学校体育施設（以下「学校体育施設」という。）を優先して使用することとする。ただし、主たる練習会場として、雲仙市社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）及び雲仙市公共施設（以下「公共施設」という。）を使用することができる。
- (2) クラブが、5(1)の施設を利用する場合は、「雲仙市公共施設使用料減免規則（平成24年3月19日規則第5号）」に基づき、使用料を免除及び減額する。
- (3) クラブが、学校体育施設を利用する場合は、「雲仙市立小・中学校体育施設開放の管理利用に関する条例（平成17年10月11日条例第96号）」並びに「雲仙市立小・中学校体育施設開放の管理利用に関する規則（平成17年10月11日教育委員会規則第27号）」に、社会体育施設を利用する場合は、「雲仙市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年10月11日条例第97号）」並びに「雲仙市社会体育施設の管理運営に関する規則（平成17年10月11日教育委員会規則第28号）」に、その他の公共施設を利用する場合は、その他の雲仙市公共施設の設置及び管理等に関する条例に基づき使用する。
- (4) 学校体育施設または社会体育施設を主たる練習会場として利用する場合は、教育委員会に「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」または「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」を提出する。ただし、3(3)③により認定されたクラブは、土曜日、日曜日、祝日に利用する場合に学校体育施設または社会体育施設を主たる練習会場として利用する場合は、教育委員会に「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」または「体育施設利用（変更）許可申請

書（使用料減免申請書）」を提出する。

- (5) 学校体育施設または社会体育施設以外の雲仙市公共施設を主たる練習会場とする場合は、各公共施設の利用申請書を提出すること。
- (6) 学校体育施設以外の学校施設を主たる練習会場とする場合は、別途申請を必要とする。

6 状況報告

教育委員会は、必要があると認める場合は、認定されたクラブからクラブの活動状況に関し、報告させることができる。

7 指導者

- (1) 指導者は、市方針、県方針を理解し、生徒の健康、安全の確保に努め、生徒に対し適切な指導をしなければならない。
- (2) 教育委員会は、3(4)により記載されたクラブの指導者の認定期間も4に準ずる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、クラブの認定及び活動等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

9 付則

この要領は、令和7年4月1日 実施
令和8年1月1日 改訂

年 月 日

地域クラブ認定（変更）申請書

雲仙市教育委員会 様

申請者住所

代表者氏名

連絡先 (電話) — —

下記のとおり雲仙市立中学校生徒のスポーツまたは文化・芸術活動等を確保することを設立趣旨とした地域クラブとして申請（変更申請）します。なお、雲仙市立小・中学校体育施設並びに雲仙市社会体育施設等を利用する場合は、裏面記載事項を承諾の上、遵守することを誓約します。

1	地 域 ク ラ ブ 名	
2	競技または文化・芸術活動名	
3	活 動 日	☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日（平日は、 : ~ : ）
4	主 たる 練 習 会 場	※雲仙市立小・中学校体育施設並びに雲仙市社会体育施設を記入する（複数箇所可）。その他の雲仙市公共施設等を主たる練習会場とする場合は（ ）書きで記入する。
5	主たる練習会場利用責任者 （連絡先）※代表者と異なる場合に記入する。	電話（ — — ）
6	その他参考となるべき事項	☐ 地域クラブの規約等（様式任意） ☐ 指導者及び運営に携わる者、加入者の名簿等（様式任意で指導者及び運営に携わる者は、住所・年齢等、加入者は、所属校・学年を明記） ☐ 傷害保険に加入していることがわかる書類等 ☐ 地域クラブ承認証明書 ☐ その他必要と思われる書類（様式任意） ※以上の書類を添付すること。

認 定 書

第 号

上記申請について、下記の条件を付して認定します。

ただし、主たる練習会場は、

とする。

年 月 日

雲仙市教育委員会 印

雲仙市立 学校

校長 印

条 件

- ・利用申請の許可後、やむを得ない事情等により、施設の利用を取り消す場合があります。
- ・その他については、「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」並びに「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」等の条件のとおり。

(注意) 太枠内は記入しないこと。

(誓 約 書)

認定（変更）申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 本地域クラブは、生徒がスポーツまたは文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。
- 2 本地域クラブは、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を確保します。
- 3 本地域クラブは、生徒の学期中において、週当たり2日以上の休養日を設けます。（原則平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）長期休業中の休養日の設定も、学期中に準じた扱いを行います。家庭の日（毎月第3日曜日）及び学校閉庁期間は、原則練習は行いません。
- 4 本地域クラブは、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツまたは文化・芸術の振興の観点からも充実を図ります。
- 5 本地域クラブの指導者（地域クラブに関わる関係者も含む）は、指導技術及び生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。
- 6 本地域クラブの指導者（地域クラブに関わる関係者も含む）や参加する生徒等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入します。
- 7 学校体育施設または社会体育施設を主たる練習会場として利用する場合は、教育委員会に「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」または「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」を提出します。
- 8 学校体育施設または社会体育施設以外の雲仙市公共施設を主たる練習会場とする場合は、各種申請書を提出し、各公共施設の使用ルールを遵守します。
- 9 本地域クラブ活動中に、施設の破損等があった場合は、教育委員会等に届けるとともに原状に回復し、利用後の清掃・グラウンド整備等については、責任を持って行います。
- 10 変更申請については、変更事項が発生した場合速やかに提出します。

記入例

地域クラブ認定（変更）申請書

雲仙市教育委員会 様

申請者住所 雲仙市千々石町戊 5 8 2 番地

代表者氏名 雲仙 太郎

連絡先 (電話) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり雲仙市立中学校生徒のスポーツまたは文化・芸術活動等を確保することを設立趣旨とした地域クラブとして申請（変更申請）します。なお、雲仙市立小・中学校体育施設並びに雲仙市社会体育施設等を利用する場合は、裏面記載事項を承諾の上、遵守することを誓約します。

1	地 域 ク ラ ブ 名	〇〇クラブ
2	競技または文化・芸術活動名	〇〇〇〇〇
3	活 動 日	■月曜日 ■火曜日 □水曜日 ■木曜日 ■金曜日 ■土曜日 □日曜日 ■祝日 (平日は、17:00~19:00)
4	主 たる 練 習 会 場	雲仙市立〇〇小学校体育館、雲仙市立〇〇中学校グラウンド 雲仙市〇〇体育館
5	主たる練習会場利用責任者 (連絡先) ※代表者と異なる場合に記入する。	電話 (— —)
6	その他参考となるべき事項	■地域クラブの規約等（様式任意） ■指導者及び運営に携わる者、加入者の名簿等（様式任意で指導者及び運営に携わる者は、住所・年齢等、加入者は、所属校・学年を明記） ■傷害保険に加入していることがわかる書類等 ■地域クラブ承認証明書 ■その他必要と思われる書類（様式任意）

認 定 書

第 号

上記申請について、下記の条件を付して認定します。

ただし、主たる練習会場は、

とする。

年 月 日

雲仙市教育委員会 印

雲仙市立 学校

校長

印

条 件

- ・利用申請の許可後、やむを得ない事情等により、施設の利用を取り消す場合があります。
- ・その他については、「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」並びに「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」等の条件のとおり。

(注意) 太枠内は記入しないこと。

年 月 日

地域クラブ認定（変更）申請書

雲仙市教育委員会 様

申請者住所

代表者氏名

連絡先 (電話) — —

下記のとおり雲仙市立中学校生徒のスポーツまたは文化・芸術活動等を確保することを設立趣旨とした地域クラブとして申請（変更申請）します。なお、雲仙市立小・中学校体育施設並びに雲仙市社会体育施設等を利用する場合は、裏面記載事項を承諾の上、遵守することを誓約します。

1	地 域 ク ラ ブ 名 (平日の部活動名)	()
2	競技または文化・芸術活動名	
3	大会・コンクール等への出場	☐ 部活動のみ ☐ 主催者によっては地域クラブで出場
4	活 動 日	☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日
5	主 たる 練 習 会 場	※原則、平日の活動の主たる練習会場を明記する。合同部活動・拠点校部活動の場合は、それぞれの主たる練習会場を記入可。
6	主たる練習会場利用責任者 (連絡先) ※代表者と異なる場合に記入する。	電話 (— —)
7	その他参考となるべき事項	☐ 地域クラブの規約等（様式任意） ☐ 指導者及び運営に携わる者、加入者の名簿等（様式任意で指導者及び運営に携わる者は、住所・年齢等、加入者は、所属校・学年を明記） ☐ 傷害保険に加入していることがわかる書類等 ☐ 地域クラブ承認証明書 ☐ その他必要と思われる書類（様式任意） ※以上の書類を添付すること。

認 定 書

第 号

上記申請について、下記の条件を付して認定します。

ただし、主たる練習会場は、

とする。

年 月 日

雲仙市教育委員会 印

雲仙市立 学校

校長 印

条 件

- ・利用申請の許可後、やむを得ない事情等により、施設の利用を取り消す場合があります。
- ・その他については、「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」並びに「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」等の条件のとおり。

(注意) 太枠内は記入しないこと。

(誓 約 書)

認定（変更）申請に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 本地域クラブは、生徒がスポーツまたは文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。
- 2 本地域クラブは、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を確保します。
- 3 本地域クラブは、生徒の学期中において、平日の部活動の活動状況を含め、週当たり2日以上の休養日を設けます。（原則平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）長期休業中の休養日の設定も、学期中に準じた扱いを行います。家庭の日（毎月第3日曜日）及び学校閉庁期間は、原則練習は行いません。
- 4 本地域クラブは、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツまたは文化・芸術の振興の観点からも充実を図ります。
- 5 本地域クラブの指導者（地域クラブに関わる関係者も含む）は、指導技術及び生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の担保のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶します。
- 6 本地域クラブの指導者（地域クラブに関わる関係者も含む）や参加する生徒等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入します。
- 7 土曜日、日曜日、祝日に、学校体育施設または社会体育施設を主たる練習会場として利用する場合は、教育委員会に「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」または「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」を提出します。
- 8 学校体育施設または社会体育施設以外の雲仙市公共施設を主たる練習会場とする場合は、各種申請書を提出し、各公共施設の使用ルールを遵守します。
- 9 本地域クラブ活動中に、施設の破損等があった場合は、教育委員会等に届けるとともに原状に回復し、利用後の清掃・グラウンド整備等については、責任を持って行います。
- 10 変更申請については、変更事項が発生した場合速やかに提出します。
- 11 本地域クラブは、令和13年4月から平日及び大会・コンクール等も地域クラブで活動します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

地域クラブ認定(変更)申請書

雲仙市教育委員会 様

申請者住所 雲仙市千々石町戊582番地

代表者氏名 雲仙 太郎

連絡先 (電話) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり雲仙市立中学校生徒のスポーツまたは文化・芸術活動等を確保することを設立趣旨とした地域クラブとして申請(変更申請)します。なお、雲仙市立小・中学校体育施設並びに雲仙市社会体育施設等を利用する場合は、裏面記載事項を承諾の上、遵守することを誓約します。

1	地 域 ク ラ ブ 名 (平日の部活動名)	〇〇クラブ (●●中●●部)(●●中、●●中●●部の合同もしくは拠点校)等
2	競技または文化・芸術活動名	〇〇〇〇〇
3	大会・コンクール等への出場	☒ 部活動のみ ☐ 主催者によっては地域クラブで出場
4	活 動 日	☒ 土曜日 ☐ 日曜日 ☒ 祝日
5	主 たる 練 習 会 場	雲仙市立〇〇小学校体育館、雲仙市立〇〇中学校グラウンド 等
6	主たる練習会場利用責任者 (連絡先)※代表者と異なる場合に記入する。	電話(— —)
7	その他参考となるべき事項	☒ 地域クラブの規約等(様式任意) ☒ 指導者及び運営に携わる者、加入者の名簿等(様式任意で指導者及び運営に携わる者は、住所・年齢等、加入者は、所属校・学年を明記) ☒ 傷害保険に加入していることがわかる書類等 ☐ 地域クラブ承認証明書 ☐ その他必要と思われる書類(様式任意) 注)部活動のみで大会・コンクール等で出場する場合は「地域クラブ承認証明書」は必要ありません。

認 定 書

第 号

上記申請について、下記の条件を付して認定します。

ただし、主たる練習会場は、

とする。

年 月 日

雲仙市教育委員会 印

雲仙市立 学校

校長 印

条 件

- ・利用申請の許可後、やむを得ない事情等により、施設の利用を取り消す場合があります。
- ・その他については、「学校開放施設利用(変更)許可申請書(使用料減免申請書)」並びに「体育施設利用(変更)許可申請書(使用料減免申請書)」等の条件のとおり。

(注意) 太枠内は記入しないこと。

(様式2)

地 域 ク ラ ブ 承 認 証 明 書		
承認 予定 クラブ	地域クラブ名 (競技または文化・芸術活動名)	()
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	
主たる練習会場		
確 認 項 目		※確認できたら☑する。 ☐ 規約または会則等があり、それに基づいて運営されている。 ☐ 雲仙市内の中学生が中心で構成されている。 ☐ 年間を通して計画的且つ継続的な活動をしている。 ☐ 主たる練習会場が雲仙市内の施設である。 ☐ 各競技団体、協会、連盟等に登録、加盟している。 ☐ クラブの活動を指導する監督、指導者等がいる。必要に応じて、クラブ設立に必要な指導者の資格等を有している。 ☐ クラブに参加する生徒及び指導者は、傷害保険に加入している。 (すべての項目に☑が付かなければ証明書にはなりません。)
上記のとおり、証明いたします。 ただし、「雲仙市地域クラブ認定 実施要領」に違反する場合は、適宜指導し、改善されない場合は、証明を取り消すこともあります。 特に、指導者の暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為が判明した場合は、厳正に対処いたします。 年 月 日 (団体名) (役 職) (氏 名) 雲仙市教育委員会 様 印		

※各競技団体、協会、連盟等に登録、加盟していることがわかる書類（コピー可）を添付して提出すること。

(様式3)

地 域 ク ラ ブ 廃 止 届		
廃止 予定 クラブ	地域クラブ名 (競技または文化・芸術活動名)	()
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	
廃 止 理 由		
上記のとおり、 年 月 日付け第 号で認定された地域クラブの廃止を届出いたします。 年 月 日 (地域クラブ代表者氏名) 印 (団体名) (役 職) (氏 名) 印 雲仙市教育委員会 様		
受 理		
年 月 日 雲仙市教育委員会 印		

※必要があれば、関係書類等を添付して提出すること。